

えひめ

# 商 工 会

だまのり

NO.272  
2012.11



■表紙写真提供／周桑商工会

〈URL〉 <http://www.ehime-sci.jp/>

■編集・発行／愛媛県商工会連合会 〒790-0065 松山市宮西1-5-19 TEL089-924-1103

■発行者E-mailアドレス：shidou@esci.or.jp

■印刷／セキ株式会社

## MAIN TOPICS

- 商工会再生セミナー
- がんばる企業紹介  
（株）イヨカナ・（株）源プロパン住宅設備
- 2012年版中小企業白書の概要
- 外国人不法就労防止・最低賃金改正
- 労働者派遣法改正のお知らせ
- 日本年金機構・年金事務所よりお知らせ
- 「中小会計要領」
- 平成24年分他所得税の改正（主な事項）
- 中国・四国ブロック交流会（女性部・青年部）
- 小さな瞳・すごいもの博2012 ほか

平成元年度から着手  
裏作用水のために建設され  
平成十九年度に工事が完了  
国道十一号より約一・五キロ  
V字谷に打ち込まれた  
クサビのような風貌が出現  
ダムは一面クールグレー一色  
コンクリートに囲まれた世界は  
迫力十分！  
逆三角形に落とされた水は  
よどみなく導水されています

道前平野のかんがい用水  
志河川（しこがわ）ダム

（周桑）

会員のための組織であるために  
「商工会再生セミナー」を開催



講師の田中義郎氏

「工場の進路」というテーマで講演を行った。

田中先生からは、「中小企業経営力強化支援法が一部改正され、新たに金融機関、税理士など（士業関係者）が中小企業に対する経営支援機関として認定されることとなり、商工会は経営支援業務の独占の座を失い、競争がスタートすることとなった。

小規模事業者や会員が減少している昨今、支援業務の「質」が問われている。商工

去る八月二十七、二十八日の二日間に亘り、メルパルク松山に於いて、商工会長・事務局長を対象とした「商工会再生セミナー」を開催した。商工会は、創立五十二年目を迎え、会員の減少や組織率の低下、財政の弱体化など組織の岐路にある。商工会が地域の経済団体として存続していくためには、組織全体を真剣に見直し、原点である会員のための組織に立ちかえる必要がある。



熱心に聞き入る参加者

会の業務内容を、昔ながらの「しがらみ」を捨て、慣行的に行われているイベントや事務管理業務など、理念達成に必要なのない業務をスクラップし、経営支援比率を飛躍的に高めることが大切である。また、早急にトップマネジメントを担う会長や事務局長は、「理念」の刷新を図り、時代に応じた意識改革を図るとともに、組織の改革を行い、地域振興並びに会員の経営力向上に繋げていくことが求められている。そのため、役員が一丸となって、難局を乗り越えなければ生き残れない」と厳しい内容であった。

その後、第一分科会「トップマネジメント機能の強化」、第二分科会「業務の抜本的見直し（経営支援比率の拡大）」、第三・四分科会「経営支援業務の質を如何に高めるか」をテーマに協議を行った。

二日目には、各分科会の協議内容について発表があり、それに対して田中先生と共に意見交換を行った。「商工会はこれから生き残りをかけ

て、二～三年の間で本気で取り組まなければ地域で立ち位置を失う」という極めて厳しい言葉を受け、セミナーを終了した。

ゆとりのために

経営者の退職金

小規模企業共済

個人事業主（共同経営者含む）・会社等の役員の方が事業をやめられる場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度です。

特徴は、①掛金は全額所得控除。毎年、掛金が所得控除となるため節税効果があります。②事業をやめられたりする際に受取る共済金も、退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱いとなるため、節税効果があります。

共同経営者とは個人事業の経営に携わる方で配偶者・後継者・親族以外の方も加入可能です。

一事業主につき「二名」まで。★詳しい内容のお問合せは商工会へ

安心サポート宣言

連鎖倒産から企業を守る  
経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度です。無担保・無保証人で、積み立てた掛金の十倍の範囲内（最高8,000万円）で被害額相当の共済金が借入れ可能。毎月の掛金も税法上、法人の場合…損金に、個人の場合…必要経費に算入できるため、節税効果があることも特徴の一つ。

企業経営には、さまざまなリスクが潜んでいます。現在の取引先のリスク管理や、将来の取引先のリスク管理を考へることも重要です。手段の一つとして『経営セーフティ共済』を賢く利用することを検討ください。

★詳しい内容のお問合せは商工会へ

がんばる企業紹介 経営革新認定事例紹介(平成二十四年度採択)

株式会社  
イヨカナ  
代表取締役 福岡 和彦  
業種 建築材料卸売業  
住所 喜多郡内子町内子



社長 福岡 和彦氏

当社は、昭和初期に建築金物販売業として創業し、平成六年より現在の社名で営業しています。「地元建設業界にとって、必要とされる存在であり続ける」を理念に掲げ、日々挑戦の連続です。  
このたび、内子町商工会と県連合会の支援を受け、『太陽光発電装置の設置による提案型企業への変革』で経営革新の認定が得られました。今回の取り組みは、当社にとつ

て新たなチャレンジであり、一般家庭等の施主に対し、省エネ効果などのメリットを理解していただくプロセスが重要だと思っています。  
一方、電気の固定価格買い取り制度の導入が決まり、この分野においても競争が激化しています。広告宣伝活動に注力するとともに、既存事業のノウハウも活かしながら「わが社」ならではのビジネスモデルを構築していきたいと考えています。



(株)イヨカナ社屋

株式会社  
源プロパン住宅設備  
代表取締役 源 直樹  
業種 プロパンガス小売業  
住所 西予市宇和町卯之町



社長 源 直樹氏

当社は、創業六十年のプロパンガス小売業です。  
この度、西予市商工会相談事業を利用して頂き、『電気自動車を組み合わせた家庭用電力インフラとしての活用につなげる太陽光発電システムの販売』として経営革新事業認定を頂きました。  
自社の力だけでは難しい経営ビジョン構築。それが出来たことで、会社として今後の方向性が決まりました。

また予断を許さない福島原発事故。エネルギーの自給自足は喫緊の課題です。太陽光で作った電気を貯め、それを各家庭で自己消費する。また、電気自動車が普及することでガソリンも不要になる。そんな時代がすぐそこまで来ている。プロパンガスだけでなく、家庭用エネルギーシステムのプロとして、今後とも取り組んでいきたいと思



ソーラーパネル

商工会の相談事業を活用して、課題解決に取り組みましょう

有利な金利で、1年、2年、3年。  
新型定期預金 **マイナーベスト**  
元金安全・確定期回の債券貯蓄。 1年貯蓄 **ワリショー** 5年貯蓄 **リッチホワイト**  
あなたのBANK **商工中金** ●いよつ会館東 **松山支店**  
〒790-0001 愛媛県松山市一番町 2-6-4  
TEL 089(921)9151

「愛」ある街のホームドクター  
**愛媛信用金庫** <http://www.shinkin.co.jp/ehime/>

2012年版中小企業白書の概要

「試練を乗り越えて前進する中小企業」

「中小企業白書2012年版」が六月二十七日中小企業庁から発表されました。

第一部では、最近の中小企

業の動向について分析し、第二部では、潜在力を発揮して、事業活動を行う中小企業の取組や課題について分析を行い、また、第三部では、中小企業が持つ潜在力を発揮するための経営課題について分析を行っています。

【第一部】 2011年度中小企業の動向

我が国経済は、東日本大震災の影響による落ち込みから回復しつつあるものの、円高や世界経済の減速等の影響により、次第に回復の動きが緩やかになってきている。

中小企業の景況は、大震災後、持ち直してきていたが、これまでの円高、原燃料の価格高騰、電気料金の引上げ、電力需給の逼迫等の影響が懸

念され、2012年に入ってから、横ばいの動きとなっている。

【第二部】 潜在力の発揮と中小企業の役割

● 大震災からの復興と中小企業の役割

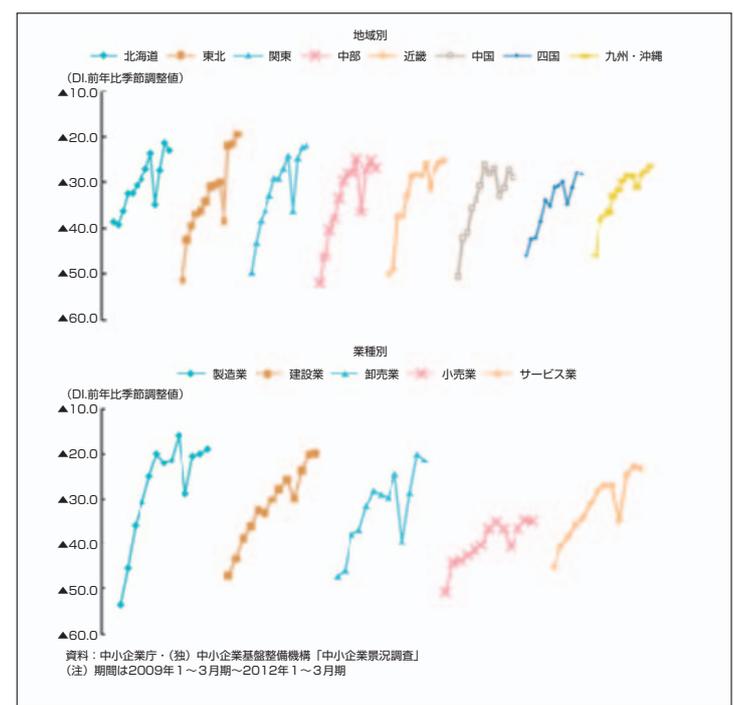
・ 大震災により、サプライチェーンが寸断され、我が国

の鉱工業生産が落ち込み、東北地方や関東地方北部が我が国の産業を支えていることが認識された。

・ 地域に根ざす中小企業が、被災地の復興やまちづくり等で、地域に活力を取り戻すための役割を果たしていくことが重要である。

● 需要の創出・獲得に挑む事業活動

・ 中小企業でも海外展開が拡大傾向。海外展開企業には、



地域別・業種別の業況判断DIの推移

技術力やマーケティング力、アフターサービス、現地での対応力を発揮して海外市場を開拓し、国内事業を活性化している多くの事例がある。ただし、海外展開には様々な課題・リスクがあり、それらを見極めつつ、支援施策等も活用し、海外展開に取り組むことが求められる。

・ 個人向けサービス分野の消費が拡大傾向にある中で、女性が起業することで提供されるサービスは、社会における需要を掘り起こしている。こうした新たなサービスの提供は個人の生活を充実させるだけでなく、家事・育児を負擔する女性が就業する際の課題解決につながり、女性の社会参加や更なる課題解決サービスの拡大という好循環をもたらす可能性がある。

【第三部】 中小企業の技術・経営を支える取組

● 中小企業のものづくり人材の育成

ものづくり人材の育成は喫緊の課題。中小企業は、若手の技術・技能人材の確保・育

成を始めとする取組により、今まで培ってきた技術・技能を円滑に承継することが重要である。中小企業が、地域や産学で連携して課題を乗り越える動きも見られ、企業の創意工夫を活かしつつ総合的な対策を実施していくことが重要である。

● 中小企業経営を支える取組

中小企業の経営課題は、多様化・複雑化している。様々な外部の専門家等を活用しながら経営力を強化することが重要である。特に、身近に接する金融機関が中小企業の経営課題に対応することは、中小企業とそれを支援する金融機関がともに再生し、地域の活力を回復することにつながる。政府としても、経営支援の担い手の多様化、支援能力の向上を図っていく。

中小企業は、大震災からの復興に向けて役割を果たすとともに、海外展開、女性の活躍により潜在力を発揮し、円高、人口減少等の試練を乗り越えて前進していかなくてはなりません。

**あなたの会社の  
資金繰り大丈夫？**

現在は、平成二十一年十二月に施行された「**中小企業金融円滑化法**」により、中小企業からの申し出があった場合、金融機関は返済猶予、借入金の一本人化、条件変更に対応する努力義務があります。

この法律が平成二十五年三月で期限切れを迎えるに際し、借入金返済は、法施行時よりも厳しい条件が付くことが考えられます。その対策として、今後の返済計画と金融機関との十分な意思疎通が求められます。

商工会では、返済負担や今後の資金繰りの分析を行うとともに、新規融資あつせんや、経営改善計画書の作成も支援します。

また、専門家の無料派遣制度もありますので、ぜひご利用ください。

**商工会へ早めの相談を**  
(相談無料・秘密厳守)

◎ 下請取引などでお困りのことはありませんか ◎

～「**公取委による中小事業者のための移動相談会**」の御案内～

公取委では、下請取引、商品の納入取引、運送取引などで困っている、また、下請法の内容などについて詳しく知りたい中小事業者のグループ（中小事業者の集まりや団体の会合など）を対象に、移動相談会を開催しております。

移動相談会では、公取委の担当者が貴社（貴団体）の希望の日時・場所にお伺いし、下請法などの説明や相談をお受けしております（無料・秘密厳守）。

希望の日時・場所にお伺いします

詳しくは、公正取引委員会四国支所下請課

《電話087-831-4071》 までお気軽にお問い合わせください。

◇ 取引先（発注者）による、次のような行為は「下請法」で問題となる場合があります。◇

- ★ 注文を受けた後に値引きされた
  - ★ 納品したものを返品された
  - ★ 協賛金を要求された
  - ★ 約束した日に代金を支払ってもらえなかった
  - ★ 代金を安く買いたたかれた
  - など
- \* 下請法が適用されるためには、資本金や取引内容などで一定の要件があります。

公取委ホームページ

<http://www.jftc.go.jp/>

公取委 下請法

検索

万一のおケガなどの大型保障プラン

**ほのぼの共済**

あなたの街の身近な共済

—**県共済**—

お問合せ・お申し込みは地元商工会へ

**愛媛県中小企業共済協同組合**

〒790-0001松山市一番町四丁目1番2（愛媛県中小企業会館3階） TEL (089) 945-1313 FAX (089) 932-7602

**本**

足跡をつづる、私を記す、形に残す。  
あなたが主人公のドラマを未来に伝えませんか。

**づくり応援キャンペーン**

- 規格・装丁のご提案
- 編集方針のご提案
- レイアウト見本のご提示
- 原稿作りのアドバイス
- 予算のお見積もり
- その他、ご相談承ります。 —

※書店での販売をお考えの方も是非お声かけください。

ご注文・お問い合わせは **印刷営業部** TEL (089)945-0112 FAX (089)947-6073

<http://www.seki.co.jp>

**SEKI セキ株式会社**

松山本社／松山市湊町7丁目7-1 TEL (089)945-0111  
東京本社／東京都渋谷区代々木3丁目2-8 TEL (03)3377-1230  
支店／大阪・高松 営業所／名古屋・高知 <http://www.seki.co.jp>



商工会の提供する事業を活用して、地域振興に取り組みましょう

不法就労防止に  
ご協力ください

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象になります。外国人を雇用する際は、不法就労にならないよう注意してください。

★不法就労とは？

(一)不法滞在者が働くケース

(例) 密入国した人やオーバーステイの人が働く

(二)入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

・観光や知人訪問の目的で入国した人が働く

・留学生が許可を受けずにアルバイトをする

(三)入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

・外国料理店のコックとして働くことを認められた人が機械工場で単純労働者として働く

外国人を雇用する際は、次のポイントを確認してください！

ポイント① 外国人登録証明書の有無を確認してください。

ポイント② 外国人登録証明書の「在留資格」の欄及び「在留期限」の欄を確認してください。

ポイント③ 「在留資格」の欄がポイント②の「留学」などの方を雇う場合は、資格外活動許可の有無を確認してください。

ポイント④ 「在留資格」欄が次の方は、一定の職種に限り就労が認められています。雇用する際は、従事する仕事の内容が認められた範囲のものか、確認してください。

ポイント⑤ 「在留資格」欄が次の方は就労に制限がありませんので、職種に関係なく雇うことができます。「永住者」・「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」・「特別永住者」

外国人を雇用したときは：外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください。

【お問い合わせはこちらへ】

外国人在留総合  
インフォメーションセンター  
(平日 8:30 ~ 17:15)

TEL 0570-013904  
(IP 電話・PHS からは  
03-5796-7112)

最低賃金改正のお知らせ

平成24年10月24日から愛媛県最低賃金は

1時間**654円**です。

□最低賃金についてのお問い合わせ先  
愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)  
松山労働基準監督署 (電話 089-917-5250)

職場のメンタルヘルス対策 厚生労働省委託事業 (無料)

職場のメンタルヘルス対策について、精神科医等が相談に応じます。また、事業場を訪問して、メンタルヘルス対策の導入や教育等の実施について、専門家(産業カウンセラー等)がアドバイスします。

例えば、こんな相談に対応させていただきます。

- ・「心の健康づくり計画」  
「職場復帰支援プログラム」の作成
- ・社内のメンタルヘルスに関する相談体制づくり
- ・管理監督者や従業員への教育・研修  
(1事業場1回限り)

【お問い合わせ先】

独立行政法人労働者健康福祉機構  
メンタルヘルス対策支援センター(愛媛産業保健推進センター内)  
住所：松山市千舟町4丁目5番地4 松山千舟 454ビル 2F  
電話：089-915-1710  
メール：mental@ehime-sanpo.jp  
ホームページ：http://ehime-sanpo.jp/siensenta.htm

居酒屋

長太郎

松野町大字松丸197-2 TEL 0895-42-0481

えひめ愛顔の  
観光物産館

松山市大街道三丁目6-1  
開館時間：午前9時～午後6時  
休館日：水曜日(祝祭日の場合は開館)  
年末年始(12月29日～1月3日)  
http://www.iyonet.com



小さな掛金、大きな保障、商工貯蓄共済に加入しましょう

## 労働者派遣法改正のお知らせ

本年四月六日「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されました。

### ★事業規制の強化

- ・日雇派遣（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）の原則禁止
- ・グループ企業内派遣の八割規制、離職した労働者を離職後一年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

### ★派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- ・派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮

- ・派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合などの情報公開を義務化
- ・雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・労働者派遣契約解除の際、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

る割合などの情報公開を義務化

- ・雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- ・労働者派遣契約解除の際、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

### ★違法派遣に対する迅速・的確な対処

- ・違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れていた場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

施行日：平成二十四年十月一日

### 【お問い合わせ】

愛媛労働局 需給調整室

松山市若草町四一三

TEL 089-943-5833

経営の合理化は、商工会の会計システム「ネットde記帳」で

# TIE

東芝グループは、持続可能な地球の未来に貢献します。



## 東芝情報機器株式会社

## www.toshiba-tie.co.jp

システムソリューション事業部

東京都江東区豊洲 5-6-15 NBF 豊洲ガーデンフロント 03-5144-3150

四国支店

香川県高松市寿町 2-2-7 COI 高松ビル 087-825-2444

日本年金機構・年金事務所よりお知らせ

これが国民年金のメリットです

○老後をずっと支える終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後ますます延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。国民年金は、生きていく限り年金が受け取れる一生涯の保障です。

○不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支払いされ、死亡した時は、その遺族に「遺族基礎年金」が支払いされます。

○納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金が安くなります。

※被保険者（ご本人）の代わ

りに納付義務者（配偶者・世帯主）が納めた場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けられます。

※国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に「社会保険料控除証明書」や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。

○納めた保険料の額以上に受け取れます

国民年金の老齢基礎年金は、1/2（平成二十二年三月分までは1/3）が国庫負担（税金）で賄われていることにより、納めた保険料を上回る金額が受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、2000年生まれ（2020年に二十歳）の人でも、納めた保険料の約1.5倍となります。

ふるさと愛媛の県産品を愛用しましょう



未来を拓く保証 ～中小企業に活力を～

愛媛県信用保証協会

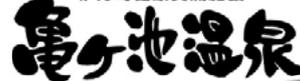
松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館  
TEL 089-931-2111(代表)  
http://www.ehime-cgc.or.jp/

愛媛・三崎 正野  
発見・潮風さそう四国最西端の民宿  
おもてなしの心と佐田岬の海の幸!!



〒796-0823  
愛媛県西宇和郡伊方町正野26番地 Tel/Fax0894-56-0070  
ふるさとレストラン大岩（亀ヶ池温泉内）

伊方町健康交流施設



〒796-0422  
愛媛県西宇和郡伊方町二見甲1289番地  
TEL 0894-39-1160 FAX 0894-39-1170  
http://www.kamegaike.com/



地元の新鮮野菜や果物、鮮魚、精肉、松前町特産の珍味、愛媛県下の地場産品などを取り扱っております。また、イベント等でのPR活動や商品販売なども承っており、県内の商工会特産品、地域産品の展示販売を行ってみませんか？ 詳しくは松前町商工会まで！！



株式会社まさき村  
〒791-3120 愛媛県伊予郡松前町筒井850番地  
TEL/FAX (089) 985-5088  
http://masakimura.co.jp



清掃・一般廃棄物・産業廃棄物処理業  
より良い自然環境を目指して...

松前公益商会有限公司



■本社 〒791-3102  
伊予郡松前町北黒田586-1  
TEL (089) 984-9845  
■松山支店 〒790-0943  
松山市古川南1丁目17-11  
TEL (089) 905-2482

**「中小会計要領」**

「中小会計要領」の位置づけ

中小企業の会計に関する基本要領ができました。

○新規投資をしたいけど、財務は大丈夫…?

○もっと資金調達をスムーズに行いたい…

○頑張っているのに、経営が良くならない…

「中小会計要領」を使って、これらの問題を解決していきましょう!

非上場企業である中小企業にとって、上場企業向け会計ルールは必要ありませんが、中小企業でも簡単に利用できる会計ルールは今までありませんでした。

「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」は、中小企業の実態を考慮してつくられた新しい会計ルールです。正しい会計ルールに基づいて日々の記帳を行うことで信頼性のある計算書類を作成し、また、その財務情報を活用して自社の経営状況をタイムリーに把握していくことが重要になります。

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約 3,600 社	国際会計基準の任意適用 日本基準	日本基準
金商法開示企業 (①) (上場会社以外)	約 1,000 社		
会社法大会社 (②) (上場会社及び①以外) (資本金 5 億円、又は負債総額 200 億円以上)	約 10,000 社 から上場会社、①に含まれるものの数を除く	作成義務なし	中小指針
上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約 260 万社 から上場会社、①、②に含まれるものの数を除く		中小会計要領

- 中小企業庁  
<http://www.chusho.meti.go.jp/>
- 金融庁  
<http://www.fsa.go.jp/>
- 日本商工会議所  
<http://www.jcci.or.jp/>
- 企業会計基準委員会  
<http://www.asb.or.jp/>

「中小会計要領」を活用して得られる効果

- 決算書の信頼性が向上します。
- その結果、自社の財務状況が明らかにになり、投資判断、経営改善等を的確にできるようになります。
- 金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達や取引先拡大につながります。

「中小企業の会計に関する基本要領」の入手先  
左記四機関のホームページに掲載

国・県の実施する各種支援制度を活用しましょう

夢に向かって挑戦。それが笑顔につながるから。

Challenge Smile

私たちはチャレンジします。みなさまの笑顔のために。

感謝の心をこめて Challenge & Smile 伊予銀行

平成二十四年分他所得税の改正(主な事項)

★中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用期限が平成二十六年三月三十一日まで二年延長されました。

★生命保険料控除の改組

生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が十二万円とされました。

(1)平成二十四年一月一日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ)平成二十四年一月一日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等のうち介護保障又は医療保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、介護医療保険料控除が設けられました。

(ロ)新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ四万円とされました。

(ハ)前記(イ)及び(ロ)の各保険料控除の控除額の計算は次表のとおりとされました。

年間の支払保険料等	控除額
2万円以下	支払保険料等全額
2万円超 4万円以下	支払保険料等 × 1/2 + 1万円
4万円超 8万円以下	支払保険料等 × 1/4 + 2万円
8万円超	一律4万円

(2)平成二十三年十二月三十一日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成二十三年十二月三十一日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除が適用され、控除額の計算は次表のとおりとされました。

年間の支払保険料等	控除額
25万円以下	支払保険料等全額
25万円超 5万円以下	支払保険料等 × 1/2 + 1.25万円
5万円超 10万円以下	支払保険料等 × 1/4 + 2.5万円
10万円超	一律5万円

(3)新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)(ロ)及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限四万円)とされました。

(イ)新契約の支払保険料等につき、上記(1)(ハ)の計算式により計算した金額

(ロ)旧契約の支払保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額

《適用時期》  
これらの改正は、平成二十四年分以後の所得税について適用されます。

★復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

所得税の源泉徴収義務者は、平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する

際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならぬこととされました。

《源泉徴収すべき額》  
源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。

★更正の請求期間の延長等について  
平成二十三年十二月二日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として五年に延長されました。なお、平成二十三年十二月二日より前に法定申告期限が到来する国税については、更正の請求の請求期限は従来どおり法定申告期限から一年となりますのでご留意願います。

★お問い合わせは商工会へ

「確かな未来」が会社を変える。

**中退共** CHU-TAI-KYO **で退職金。**

「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから安全・安心！  
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理！  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！  
節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんへご加入いただけます。

詳しくはホームページをご覧ください

**中退共** 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **中小企業退職金共済事業本部** TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

**中国・四国ブロック商工会女性部交流会**

去る九月六日（木）、グラ  
ンドプリンスホテル広島に、  
商工会女性部員約一千名（本  
県八十名）が集い、中国・四  
国ブロック商工会女性部交流  
会が開催されました。

主催者挨拶の後、来賓の  
方々より祝辞を賜り、開会。



寺井 敦子 監査委員 (内子町)

主張発表大会では、九名の  
代表者による甲乙つけ難い素  
晴らしい発表が行われ、岡山  
県代表でみまさか商工会女性  
部の岩谷美登里部員が最優秀  
賞に輝きました。本県代表の  
寺井敦子監査委員（内子町）  
は、審査委員長からも高い評  
価を得た素晴らしい内容でし  
たが、惜しくも優良賞となり  
ました。

続いて、広島民俗学会の岡

崎環氏を講師に、「平清盛と  
厳島神社」というテーマで講  
演をいただきました。

「平清盛」は、大河ドラマで  
話題を呼んでいることもあり、  
ドラマでみる清盛と民俗学の  
見地から紹介される清盛像と  
の共通点、相違点に思いを馳  
せながら、参加者は熱心にそ  
の内容に聞き入っていました。



尾道 千光寺にて

二日目の研修では、尾道、  
鞆の浦を視察。近隣の沼隈内  
海商工会女性部の方々に案内  
いただき、交流の図れた大会  
となりました。

**中国・四国ブロック商工会青年部交流会**



開会式典

性をキーワードに、事業・青  
年部活動・地域振興に取り組  
もうとの挨拶がありました。

続く主張発表大会では、各  
県の予選を勝ち抜いただけに  
主張の内容、豊かな表現力、  
堂々とした態度は皆立派で、  
中でも愛媛県代表の八木成弥  
さん（越智）による、青年部  
活動の中から取り組んだ経営  
革新と特許取得の体験や、本  
気で商工会を活用し青年部活  
動に取り組むことで、多くの  
青年部の仲間や、事業経営と  
人生の両方に渡る幅広い人脈  
を得ることができるとの主張  
発表は、優良賞ではありまし  
た。だが、県内外の多くの参加者  
から高い評価の声が聞かれま  
した。

平成二十四年度の中国・四  
国ブロック商工会青年部交流  
会が、九月八日（土）に鳥取  
市において開催されました。

「翼」〜明日へ夢と希望を  
のせて〜を大会テーマに、中  
四国九県の青年部員約五百名  
が一堂に会して盛大に行われ、  
愛媛県からも三十六名が  
参加しました。

記念式典では、青年部中四  
国ブロックの伊豆田会長か  
ら、地域の小規模事業者や後  
継者として、共生と持続可能



八木 成弥 部員 (越智)

—愛情たっぷりのみかんをお召し上がり下さい—

株式会社 **吉田農園**

〒798-4134

愛媛県南宇和郡愛南町緑甲936

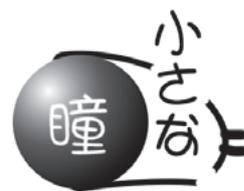
TEL : 0895-72-3954

FAX : 0895-72-4088

E-mail : y.hiroshi@ruby.plala.or.jp

HP : <http://www.yoshida-nouen.com/>

青年部・女性部に加入して、資質向上と人脈形成、視野拡大と地域振興を



今治市波方町樋口  
株式会社 ハホサツシ製作所

八木 咲乃さん  
(波方小学校四年生)



「私のお父さん」

私のお父さんは、サツシ屋さんです。いつも朝早くからおじいちゃんと一緒に仕事に行っています。日曜日でも働く時があります。ガラスがわれたり、カギがこわれた時などに、家に電話がかかってきます。この前、小学校の給食室の戸を直しにきてくれたので、うれしかったです。お父さんは、お祭りの獅子舞をするのが大好きです。五つぎをしているすがたは、とてもカッコいいです。私も、

ししがしたかったけどできなかっただったので、今は「来島水軍のろし太鼓」をしています。発表の時は、お父さんみたいに、カッコ良くしたいです。これからも、お父さんに仕事がんばってもらいたいです。私は、お父さんを大事に、大好きでいたいです。

珠算検定結果

全国連、各都道府県連主催の第百六十五回珠算検定を、去る六月十七日(日) 県下三商工会において実施しました。合計六十一名が受験し、三十八名が合格しました。今回の一級合格者は無く、満点合格者は一名でした。

●満点合格者

八級 梶原 小春

伊方町商工会

産業のチカラで、えひめを元気に!



すこいもの博2012



えひめ・まつやま産業まつり

日時	11月24日(土) 10:00 ~ 16:30 25日(日) 9:30 ~ 15:30
場所	松山市城山公園 (やすらぎ広場等)
問合せ	愛媛県農産園芸課 TEL 089-912-2557 松山市産業政策課 TEL 089-948-6714

県内の市町、商工団体、農林水産団体等が集まり、特産品の展示・販売、伝統工芸品の製造実演など『えひめ・まつやま産業まつり』が開催されます。

【主な内容】

- ① オープニングセレモニー
- ② 県内各地の特産・物産市
- ③ 地域産業の各種展示
- ④ 創業百年以上松山老舗企業
- ⑤ その他協賛イベント

全国商工会経営者休業補償制度

- **病気やケガで働けない間、月々の所得を補償します。**  
最長1年間補償 (免責期間 (保険金をお支払いしない期間) 7日間)
- **ご加入の際、医師の診査は不要です。**
- **家事従事者の方もご加入いただけます。**  
・入院期間を就業不能期間とみなし、保険金をお支払いします。  
・10口以上15口までのお引き受けとなります。
- **天災もサポート!!**
- **入院はもちろん自宅療養もカバー**  
※家事従事者の場合は、入院時のみの補償となります。



保険料は、一般加入より  
約37%割安です。

取扱保険会社【東京海上日動火災保険株式会社・株式会社損害保険ジャパン】

本制度のお問い合わせ・お申し込みは、最寄りの商工会までお気軽にお電話ください。